

信濃小中学校PTA会則

第1条（名称） 本会は、信濃小中学校PTAといい、事務局を信濃小中学校内におく。

第2条（目的） 本会は、会員相互の理解と協力によって、次の目的を遂行する。

- 1 家庭と学校とが密接に連携し、相互協力して児童生徒の福祉を増進し教育の発展向上を図る。
- 2 学校及びその地域社会の教育環境の整備を図る。
- 3 会員相互の教養を高め、児童生徒の理解を深めるとともに民主社会の建設に努力する。

第3条（方針） 本会は、次の方針によって運営される。

- 1 純粋な教育目的によって行動し、自主的に運営され他の拘束を受けない。
- 2 第2条の目的のためには、他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第4条（会員） 本会の会員は学校に在籍する児童生徒の保護者・学校に勤務する教職員及びこの会の趣旨に賛同する者とする。

第5条（組織及び事業）

- 1 議決機関 総会及び評議員会とする。
- 2 執行機関 次の部門及び学級会長会を設け事業を分掌する。
 - (1) 総務部 会員相互の支え合いによるPTA活動が円滑に行われるよう努める。
 - (2) 教養部 本会の趣旨普及に努め、会員の教育に対する理解を深める。
 - (3) 施設部 学校施設の充実を促進し、教育が能率的に実施されるように努める。
 - (4) 厚生部 校舎内の環境整備及び厚生に関する事業を行う。
 - (5) 校外指導部 地区における児童生徒の生活指導及び校外活動支援等をおこなう。
 - (6) 学校支援部 校内及び町内のクロスカントリースキー学習・大会に関わる支援を行う。
 - (7) 学級会長会 学年・学級PTAを統括し、円滑な運営に努める。
- 3 学級・学年PTA
 - (1) 学級PTA 各学級の保護者と担任教師をもって構成し、その学級の児童生徒の福祉増進を図る。
 - (2) 学年PTA 各学年の保護者、担任及び学年所属教師をもって構成し、学級間の調整とその学年の児童生徒の福祉の増進を図る。
- 4 地区PTA 各地区の保護者、地区担当教師及びその趣旨に賛同するものをもって組織し、地区における児童生徒の生活指導及び環境の整備を図る。

第6条（役員及び任務）

- 1 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。会長は、会長代行を委託できる。
- 2 副会長 6名以内 会長を補佐し、会長に事故が生じたときはこれを代理する。
- 3 幹事 若干名 庶務会計の処理、備品の管理及び諸記録の作成保管等を分掌する。
- 4 部長 5名 各部の事業を計画運営する。
- 5 副部長 5～10名 部長を補佐し、部長に事故が生じたときはこれを代理する。
- 6 部員 若干名 各部に属し事業を遂行する。
- 7 学級会長会 会長1名、副会長1名 学級会長会の事業を計画運営する。

- 8 学級PTA 会長・副会長・役員若干名 学級PTAの事業を計画運営する。
- 9 学年PTA 会長・副会長・役員若干名 学年PTAの事業を計画運営する。
- 10 地区PTA 会長・副会長・役員若干名 地区PTAの事業を計画運営する。
- 11 書記 2名以内 総会、評議員会及び三役会の議事を記録する。
- 12 監事 2名 会計監査の任にあたる。
- 13 顧問 2名 会長の諮問に応じる。

第7条（役員を選出）

- 1 会長 評議員会で選出し、総会で承認を得る。
- 2 副会長 評議員会で選出し、総会で承認を得る。1名は学校長、5・6・7・8学年から各1名の計5名を原則とする。
- 3 幹事 評議員会に諮り会長が委嘱する。
- 4 部長 所属部員（保護者側）の互選による。
- 5 副部長 所属部員（保護者側、教職員側各1名）の互選による。
- 6 部員 教養部、施設部、厚生部、進路指導部においては学級PTA代表各1名及び学校職員とする。校外支援部は、各ブロック（野尻古海・古間・柏原・富士里）における5・6・8・9学年より1名及び学校職員とする。
- 7 学級会長会 所属会員（各学級PTA会長）の互選による。
- 8 学級PTA 所属会員（各学級の保護者）の互選による。
- 9 学年PTA 学級会長の互選による。
- 10 地区PTA 所属会員（各地区の保護者）の互選による。
- 11 書記 総会における書記は9学年より2名を選出し、総会で承認を得る。その他の会議においては構成員の互選による。
- 12 監事 評議員会で選出し、総会で承認を得る。
- 13 顧問 前年度正副会長

第8条（役員任期） 役員任期は1年とする。ただし、5学年選出の副会長は2年とする。また、重任は妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条（会議）

- 1 総会
 - (1) 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員で構成し、毎年定期に開催する。ただし、必要に応じ会長は臨時に総会を開くことができる。
 - (2) 会員の過半数及び評議員会の要請があった場合は、会長はこれを招集しなければならない。
 - (3) 総会において付議する事項は、次のとおりとする。
 - ① 会則の制定、改廃に関する事。
 - ② 役員を選任、報告に関する事。
 - ③ 事業報告、事業計画に関する事。
 - ④ 予算、決算に関する事。
 - ⑤ その他教育に関する事。
- 2 評議員会
 - (1) 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって、正副会長・幹事・学年会長・各部長で構成し、会長が必要と認めるとき、または評議員会の3分の1以上の要請があったとき議長が招集する。

- (2) 評議員会は、正副議長をおく。評議員会の互選によりこれを決定する。
- (3) 評議員会において付議する事項は、次のとおりとする。
 - ① 会長、副会長、会計監査員の選出
 - ② 会則の制定、改廃に関する審議
 - ③ 予算、決算に関する審議
 - ④ 各部遂行事項の承認
 - ⑤ 細則、内規の制定、改廃に関すること。
 - ⑥ その他必要と認めた議案の審議決定

3 三役会

- (1) 正副会長及び幹事をもって三役会を構成する。会長は必要に応じて三役会を召集し、重要案件及び緊急事項を処理することができる。

4 正副部長会

- (1) 会長が必要に応じてこれを召集し、予算の編成、事業の企画運営及び各部の連絡調整にあたる。

5 部会

- (1) 部長は、これを召集し第5条第2項に示された各部の分掌事項の執行にあたる。

第10条（会則の変更） 本会の会則の変更は総会の決議による。

第11条（会計）

- 1 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。
- 2 会費については、評議員会において審議し総会で決定する。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 会計監査は、必要に応じて行う。
- 5 本会は次の帳簿を備えておき、会員はいつでも閲覧することができる。
 - 1 会則
 - 2 会議録
 - 3 会計簿
 - 4 役員名簿
 - 5 その他必要な書類

第12条（PTAサークルに関する規定） PTAサークル（以下「サークル」という。）とは、会員の教養の向上と相互の親睦を図るため、会則第2条の目的及び第3条の方針に基づいて活動する会員で組織された集団である。

- 2 サークルを設立する場合は、総務部を通じて申請し、三役会の承認を得なければならない。
- 3 サークルの活動に関する経費は、受益者負担を原則とするが、サークルの要請に応じて、上限を設けて助成金を支給することができる。
- 4 その他必要な事項は別に定める。

第13条（郡代議員） 郡代議員は、三役会において互選する。

第14条（補則） 会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。